

豊岡市障害者自立支援協議会 10 年の歩み【案】の作成について

1 作成の目的

豊岡市障害者自立支援協議会が発足して 10 年が経過することから、これまでの取組みを振り返り、今後、本協議会が地域課題にどのようにして取り組むかを考える基礎資料とするとともに、次の担い手につなぐことを目的として作成する。

2 作成スケジュール

市社会福祉課を中心に、運営会議と連携しながら作成に取り組む。

時期	内容	備考
4～5 月	10 年の歩み【案】の作成	運営会議と連携して案を作成
6 月		市社会福祉課で案を調整
7 月	全体会議委員に案を送付・意見聴取	委員の意見を参考に修正
8 月	最終調整	会長、副会長、運営会議代表、市社会福祉課で確認
9 月	障害者自立支援協議会全体会議に報告・配付	午前：全体会議、午後：振り返りのミニシンポジウムの開催を検討中

3 構成のイメージ

(1) 発足

- ① 2010（平成 22）年 10 月 21 日 第 1 回豊岡市障害者自立支援協議会全体会議開催
- ② 委員構成
- ③ 組織図
- ④ 大阪府立大学人間社会学部 田垣正晋准教授（現人間社会システム科学研究科教授）から協議会の役割や運営について説明

(2) 地域課題

(3) グループまたは部会の取組み

- ① 研修グループ
- ② 防災グループ
- ③ 子どもグループ ※2015（平成 27）年度からは「こども部会」
- ④ 普及啓発グループ
- ⑤ 就労グループ ※2015（平成 27）年度からは「しごと部会」
- ⑥ 地域移行グループ
- ⑦ せいかつ部会 2015（平成 27）年度～
- ⑧ 相談支援グループ

○ 取組みの講評

豊岡市障害者自立支援協議会運営会議でまとめた地域課題一覧【平成22年度】

課題項目			課題の内容
相談支援	相談支援事業の役割とシステム作り		各種福祉サービスの利用について、必ず相談事業所を通すというようなシステムにはならないか。 相談を通じてのケースは関係機関とのネットワークが充実しており、総合的な判断をして偏らない支援ができる。問題が生じた場合でもより適切な対応が期待できる。
			自分で来所される人や、医療機関の相談員の紹介で相談に繋がった人は多いが、市の福祉・保健担当課から紹介されたり、一緒に関わるケースが案外少ない。
			際限のない相談内容。業務範囲の明確化が必要。
			相談支援事業は何をしているところかまだまだ知られていない。相談支援事業の制度、システムの周知を早急に進めるべき。
	相談支援の人員、人材確保		相談ニーズが高いにも関わらず、相談員の人数が少なく、対応しきれていない。 介護保険ケアマネの場合、1人の相談員の担当は20～30ケース。しかし、障害者分野はその2倍近いケース数を担当。件数換算数も尋常ではない。
			相談員一人当たりの担当ケース数の上限はなく、長期的に関わるケースも多いため、相談件数は増える一方の状況。
			相談員のスキルアップや、新たな人材育成が必要。
制度・サービス	支給決定関係	支給決定プロセスのルール化	補装具・用具の種類によって、対象者の生活状況や対象者が利用する施設の整備状況、介助員の配置状況等様々な状況を考慮して給付決定する必要があるため、担当課以外の関係部局や関係機関の協力が必要となってくる場合がある。
		サービス利用基準の明確化	移動支援事業の利用できる範囲（どのような目的でどのような時に利用可能？）が明確に周知されていない。
	法定給付事業関係	グループホーム／ケアホーム	グループホームや福祉ホームが少なく、ニーズに追いついていない。 自宅での家庭生活から離れて自立したいし、少し支援があれば生活できる方のニーズが多いにも関わらず、利便性の高い豊岡市街地に支援体制がとれる居住空間がない。GHがあっても入所施設を退所された方ではない。施設入所ではなく、地域生活を希望する方の住まいの場を整備する必要がある。
		ショートステイ	豊岡病院で重度障害者のショートステイ受け入れができないか。
	地域生活支援事業関係	住宅入居支援	病院や施設を出て地域生活を送るのに住宅の確保が大変。収入が少ない、保証人の問題などで契約を渋られるケースもある。
		権利擁護事業	ニーズが多いにも関わらず、利用がいつばいで断られる。本来必要な利用者の金銭管理支援が受けられていない現状。
		成年後見制度	在宅の自立生活を続ける上で、知的障害者の権利擁護問題は非常に重要な位置を占めていると考えられる。 しかし、成年後見人の養成が進んでいない。
		集いの場	高齢化した障害者は、家の中での活動にも制限があり、“居り場”もなく、施設の休日には自室にこもっていたり、スーパーに出かけていたり（買物ではなく）という過ごし方をしている人も少なくない。独居の場合はなおさらのこと。
			【地域のデイケアの位置づけ】 市内に「やなぎの会」「若竹の会」の2つの精神障害者の集いの場（デイケア）があるが、それぞれ位置づけが不明確、存続困難？…といった問題がある。これらのデイケアの意義を再度確認し、関係者で検討する必要がある。

		移送	継続的な通院、服薬が必要で、病状から一人では通院が困難であったり、通院の促しや付き添いが不可欠な方が、低価格で利用できるサービスが（車両移送型移動支援など）必要。
		医療	在宅の精神障害者に対して適切な訪問看護や往診があれば、入院に至らずに済んだり、病状悪化を避けられるケースもあるように感じる。
		障害年金、所得保障	軽度障害者の所得保障について。障害年金が受給可能かどうかギリギリの障害の状態。かといって、就労はまだ困難で、就労支援施設で訓練中。このようなケースの所得保障は…？ 最近、状態が変化した訳でもないのに障害年金が途中で不支給になるケースが増えている。相談に繋がらないまま“泣き寝入り”にならぬよう、相談先を周知するとともに、権利擁護の視点で関わる必要がある。
		サービスの周知	利用できるサービス、利用方法の周知。
事業所		人材確保、育成	【ホームヘルプ】 ヘルパーは利用者の生活に一番身近に関わっており、中には対応が難しい利用者もおられる中で、ヘルパーの抱える迷いや悩みは少なくない。平日日中の研修の機会があっても、人間的にゆとりがなければ参加困難。ヘルパー同士で悩みを共有したり、さらに他機関の関係者と情報交換や意見を求める機会も少ない。 知的、精神、発達障害などの理解やそれらの特性に応じた一貫した支援方法の習得などヘルパーの質の向上が必要。 【障害福祉サービス事業者全般】 障害児者支援に関わる職員のスキルアップが求められている。質の高い支援をするために必要な職員のキャリアアップを豊岡市として支えることはできないか。
		良質かつ適正な福祉サービスの提供	障害者自立支援法施行後5年以上が経ったが、福祉サービスを提供する事業者のサービスの質が客観的に評価されていない。「福祉サービスの質の向上」と「利用者の福祉サービスの選択の支援」は自立支援の根底になければならないものである。
こども		子育て支援	用事があっても、障害児をみてくれる場所や人がいないため、外出もままならない状況がある。 子どもを預けて仕事がしたいが、預かってもらう所がない。 放課後、長期休業中の支援（ニーズが高い）。
		療育支援	発達障害児を抱える家族の療育面の不安・負担感。療育支援サービスで児童デイサービスが小学生になると利用回数も制限されるため、託児ボランティアや託児サービスの充実を求められている。 中学生・高校生になってからの療育、支援（保護者の障害受容、家庭での関わり等）に対する不安も家族は感じている。 発達障害児等の放課後支援について、放課後児童クラブの指導員では専門的な対応は難しい。 親の会などの情報をもっと知りたい。周知の方法を工夫する必要がある。
就労		就労支援	現在、就労サポーターの管轄が但馬全域と広域であり、就労支援に対するニーズにきめこまやかに対応するには限界があると思われる。就業・生活支援センターの早期立ち上げが期待されるが、センター（サポーター）が核になりながら周囲の関係機関がどのように連動していくのが課題。 すでに開催されている就労ネットワーク会議と本運営会議との繋がりも要検討。 市内には、多くの訓練等支援事業所があるが、自立支援法が施行されてから、一般企業へ就職できたのは、6名のみ。経済的自立に向けて、一般就労への取組みに加え、非雇用の形態で働く障害者の工賃を引き上げる取組が必要である。 ＜参考＞福祉施設から一般就労への移行者数：H20年度4人、H21年度1人、H22年度1人（平成22年8月現在）

平成 22 年当時に豊岡市障害者自立支援協議会運営会議でまとめた地域課題の現状

1 相談支援について

(1) 課題の内容

相談支援事業の役割とシステム作り、相談支援の人員、人材確保、処遇困難ケースの対応

(2) 課題の現状

(ア) サービス利用の流れは確立されているが、利用者に対して相談支援専門員が不足しており、人材確保が課題となっている。

(イ) スキルアップの機会は増えているが、事業所によっては人員不足や法人内異動のため、相談員がスキルアップして、利用者一人一人に対して十分な対応をすることが難しい状況が続いている。

処遇困難ケースについても、ネットワークはできているが、それを活かして対応できる人材が不足している。

2 制度・サービスについて

(1) 課題の内容

支給決定関係（支給決定プロセスのルール化、サービス利用基準の明確化）、法定給付事業関係（グループホーム、ショートステイ）、地域生活支援事業関係（住宅入居支援、権利擁護事業、成年後見制度、集いの場、移送）、医療、障害年金、所得保障、サービスの周知

(2) 課題の現状

(ア) サービスの流れや基準については、周知されており改善している。

(イ) グループホームについては、入居者への家賃補助など経済的な支援が手厚く、なかなか次のステップに進みにくい。GH以外で住む方の生活の支援のあり方を考える必要がある（GHの家賃補助はないが通所に係る交通費を補助している自治体があるとのこと）。また、GHの開設にあたっては、地域の理解が必要。

(ウ) 重度の障害者の短期入所については、但馬にない状態が続いており課題である。

(エ) 権利擁護（日常生活自立支援事業）については、少しずつではあるが利用につながっている。成年後見制度については、制度が難しく利用につながっていない状況である（相談員も意識したとしても手が回らない状況である）。

(オ) 高齢障害者の居場所については、作業所やデイサービス等しかないため、サービス以外で目的や役割をもてる新たな居場所の創造が必要である。

3 事業所について

(1) 課題の内容

人材確保、育成、良質かつ適正な福祉サービスの提供

(2) 課題の現状

人材不足が課題となってきたため、質の確保も難しくなってきた。

4 こどもについて

(1) 課題の内容

子育て支援、療育支援

(2) 課題の現状

全体的に課題解決に至っておらず、継続課題となっている。

- (ア) 呼吸器の装着や吸入・吸引の必要な医療依存度が高い障害児については、難しい状況が継続している。
- (イ) 平成 22 年度当時は児童デイサービスが 4 カ所であったが、現在は放課後等デイサービス事業所が 9 カ所あり。ただし、依然として夏休み等の長期休暇中のニーズは高い。
- (ウ) 中学生、高校生の療育が行える機関にはまだ不足感があるが、放課後等デイサービスの事業所は現在 9 事業所に増えており、すべての事業所が受け入れ可能というわけではないが、以前より利用できる機会は増えている。
- (エ) サービスの充実、相談できる場所拡充など、家族側のニーズを満たすだけでなく、家族に知っておいてほしい情報（適切なかかり方など）を提供していく仕組みが必要。

5 就労について

(1) 課題の内容

就労支援

(2) 課題の現状

但馬障害者就業・生活支援センターが開設された。引き続き定着支援を行うとともに働き方の多様化に着目した支援が必要である。